

三木町農業委員会
令和4年3月 定例総会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

三木町農業委員会

令和4年3月 定例総会議事録

- (会 期) 1 日間
(開 催 年 月 日) 令 和 4 年 3 月 22 日
(会 議 時 間) 13:30 ～ 14:39
(開 催 場 所) 三木町防災センター
(2 階) 第 1 研修室
(議 題) 別 紙 の と お り

出席委員数 17名

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1番 松田 隆雄 | 11番 高重 浩二 |
| 2番 香西 茂知 | 12番 白井 敏雄 |
| 3番 古市 哲 | 13番 吉原 博 |
| 4番 藤澤 勇一 | 14番 中川 詰郎 |
| 5番 鎌倉 茂雄 | 15番 横山 良秀 (欠席) |
| 6番 溝渕 常雄 | 16番 岡田 久 |
| 7番 川田 正憲 | 17番 鎌倉 守 |
| 8番 鈴木 勤 | 18番 溝渕 廣明 (会長職務代理者) |
| 9番 小川 正則 | 19番 高尾 壽一 (会長) |
| 10番 鎌倉 博之 (欠席) | |

(事 務 局)

- 1 平井元事務局長 2 横山賢一課長補佐 3 山本陽子副主幹 4 谷洋司主査
5 谷井直人主事

(そ の 他)

- 1 奥畑佑輔 係長 (町農林課) 2 上原貴宏主査 (町農林課)

(別紙)

(1) 農地法関係 (別紙議案書のとおり)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(1件)
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(2件)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	(4件)
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について	(1件)
議案第5号	非農地証明願について	(1件)
議案第6号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について	(第12号)
報告第1号	使用貸借返還通知について	(2件)

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定について

(4) その他

事務局

3月の三木町農業委員会定例総会を開催致します。
開会にあたりまして会長よりご挨拶をお願いします。

会長職務代理者

只今より、定例総会を開会致します。
(挨拶)

今月は、農地法関係の議案と報告、香川県農業会議常設審議委員会審議報告、地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定についてです。

事務局

今月の定例総会のご案内申しあげたとおり、農地法関係議案と農用地利用集積計画等についてそれぞれご審議をお願いします。

その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議報告をお願い致します。

本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例総会は成立しています。
定例総会議事録署名委員につきましては、鎌倉茂雄委員と溝渕常雄委員をお願い致します。
それでは、会長よろしくをお願いします。

会長職務代理者

皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

番号1	申請地	: 大字氷上字北中川	2筆	866.00 m ²
	地目	: 田2筆		
	譲受理由	: 経営規模の拡大		
	譲渡理由	: 農業廃止		
	権利の種類	: 所有権移転(売買)		

番号2	申請地	: 大字井戸字高木	13筆	8,790.00 m ²
	地目	: 田13筆		
	譲受理由	: 一括受贈		
	譲渡理由	: 一括贈与		
	権利の種類	: 所有権移転(贈与)		

(補足説明)
(無し)

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長職務代理者

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

担当委員(8番)

議案第1号番号1は、特にありません。

担当委員(2番)

議案第1号番号1は、特にありません。

会長職務代理者

ありがとうございました。
各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長職務代理者

質問が無いようなので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理者

満場一致で承認されました。
議案2から4号は、まとめて説明をお願いします。
それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

番号1	申請地	: 大字田中字砂古	1筆	200.00 m ²
	地目	: 田1筆		
	現況	: 宅地1筆		
	転用目的	: 宅地拡張		
	併用地	: 宅地 (640.43m ²)		
	造成時期	: 昭和55年月日不詳頃		
	備考	: ー		

番号2	申請地	: 大字氷上字東ツフロ木	1筆	318.00 m ²
	地目	: 田1筆		
	現況	: 宅地1筆		
	転用目的	: 宅地拡張		
	併用地	: 宅地 (489.00m ²)		
	造成時期	: 平成元年月日不詳頃		
	備考	: ー		

(補足説明)

(無し)

会長職務代理者

引き続き、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：大字井上字高野 2筆 499.00 m²
地目：田2筆
現況：田2筆
転用目的：住宅平屋建1棟(136.84m²)
権利の種類：所有権移転(売買)
併用地：—
造成時期：—
備考：—

番号2 申請地：大字井上字北地 1筆 449.00 m²
地目：田1筆
現況：田1筆
転用目的：住宅平屋建1棟(107.65m²)
権利の種類：使用貸借権設定
併用地：—
造成時期：—
備考：—

番号3 申請地：大字池戸字四角寺 13筆 7,210.00 m²
地目：田13筆
現況：田13筆
転用目的：建設残土による農地造成
権利の種類：賃貸借権設定
併用地：宅地等(617.22m²)
造成時期：—
備考：一時転用(令和7年4月30日迄)

番号4 申請地：大字氷上字東ツフロ木 3筆 2,419.00 m²
地目：田3筆
現況：田3筆
転用目的：特定建築条件付売買予定地6棟(418.16m²)
権利の種類：所有権移転(売買)
併用地：—
造成時期：—
備考：—

(補足説明)

(無し)

会長職務代理者

引き続き、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：大字池戸字上池 2筆 3,177.00 m²

地 目 : 田 2 筆
現 況 : 田 2 筆
変更前計画 : 令和 2 年 5 月 2 2 日～令和 5 年 4 月 3 0 日
(住宅 1 3 棟)
変更後計画 : 令和 2 年 5 月 2 2 日～令和 6 年 4 月 3 0 日
(住宅 1 2 棟、店舗 1 棟)
備 考 : 令和 2 年 5 月 2 2 日許可
(工期延長、予定建築物変更)

(番号 1 の補足説明)
(無し)

以上になります。ご審議よろしく申し上げます。

会長職務代理者

それでは、現地調査の担当委員から報告をお願いします。

担当委員 (6 番)

現地調査の報告を行います。

3 月分の農地法関連の申請について、令和 4 年 3 月 1 1 日の午前 9 時から、第 4 条許可申請 2 件、第 5 条許可申請 4 件、第 5 条計画変更申請 1 件につきまして、高尾会長・溝渕会長職務代理者・鎌倉委員・私 (溝渕委員)・事務局 2 名の計 6 名、及び担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員と共に現地調査を実施しました。現場では、申請区域の特定・隣接農地の状況・造成方法・排水方法等について、確認いたしました。

その中で問題となったのは、第 4 条申請番号 1・2 です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが始末書が添付されておりました。その他につきましては特に問題ありませんでした。

以上で現地調査の報告を終わります。

会長職務代理者

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

事務局

議案第 2 号番号 1 は、このたびの申請人の父で申請していたところ、その人が死亡したため、取下とし、このたび、相続人である子が改めて申請したものです。

担当委員 (1 4 番)

議案第 2 号番号 2 は、宅地拡張による無断転用で、同じ譲渡人が隣接する農地を議案第 3 号番号 4 で売買するにあたり、それを是正するものです。

事務局

議案第 3 号番号 1 は、譲受人の家族が増えたことから、このたびの申請となりました。集排水同意や土地改良区の同意も得られていることから問題はないと思われれます。

担当委員 (7 番)

議案第 3 号番号 2 は、譲受人は譲渡人の子の夫ということで、譲受人夫婦の住宅を建築するというものです。排水関係の同意もえられていることから特に問題はないと思われれます。

事務局

議案第3号番号3は、申請地（13筆7,210㎡）を一枚の農地とする予定です。

申請にあたり転用となった理由は、申請地と東側の農道には高低差があり、農地の高さを上げ農道の進入口からの高低差をなくすことで使い易くするためです。

譲受人も土木事業が控えており建設残土の処分を懸念していたこともあり、今般双方の話がまとまり申請に至ったものです。

農地復元の確実性・隣接農地の耕作者同意・地元の土地改良区や水利組合の同意もあることから申請に問題は見受けられませんでした。

担当委員（14番）

議案第3号番号4は、申請地の周辺が住宅街であり当該申請地だけが農地として存在している状態でした。このたび、分譲住宅用地として話がまとまったものです。

会長職務代理者

事業計画変更も続けて説明をお願いします。

事務局

（説明のとおり）

会長職務代理者

ありがとうございました。

各委員から何か質問はありますか。

4番委員

議案第3号番号3は、隣接に男井間池のなぎさがあると思いますが、なぎさは譲受人の所有ですか。

事務局

そうです。

4番委員

併用地に家屋の図があるのは、どのように解釈すれば良いのですか。

事務局

併用地には宅地や用悪水路があり、宅地には居宅があるのですが、それを取り壊して農地とする計画です。

4番委員

2点についてお聞きします。

① 宅地を農地とすることは、法的にはどうなのですか。

② 建設残土を持ち込むという計画となっており、現地では切り盛りの工法ができていますが、なぎさがあり、男井間池との話はいらぬのですか。

事務局

1点目については、問題ないかと思います。ただし、農地となるわけなので農地台帳への登録等今後は農地としての制約を受けることとなります。

2点目については、男井間池の土地改良区については地元の総代様から同意が得られておりません。

4 番委員

隣接同意はいらないと思いますが、建設残土を入れることについてはどうでしょうか。
男井間池の方が低いと思いますので、残土がそちらへ流れ込むという可能性があるという説明はしているのでしょうか。

2 番委員

同意書が提出されているのですか。

事務局

香蓮寺大池水利組合と重座衛門池水利組合の2団体から同意書をいただいております。

4 番委員

土地改良区としては、男井間池土地改良区ではなく三木町土地改良区の同意書ですね。

2 番委員

残土が池に流れ込んだ場合には問題となると思います。
男井間池土地改良区の同意をもらおうと良いと思います。

会長職務代理者

2番委員さんが言われたように男井間池土地改良区の同意が必要だと思います。
農業委員会の判断は1月見合わせたほうが良いのではないのでしょうか。

2 番委員

建設残土でも良い土ばかりとはかぎらないのです。

4 番委員

男井間池土地改良区の同意署をいただくということでよろしいですか。

会長職務代理者

はい。

4 番委員

事務局として、事務の流れで支障となることはありませんか。

事務局

大丈夫です。

会長職務代理者

男井間池土地改良区の同意署がないということで、農業委員会の判断を1月先送りとします。

事務局

はい。

会長職務代理者

他に質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長職務代理者

議案第2・3・4号は、別に採決します。

質問が無いようなので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理者

満場一致で承認されました。

次に議案第3号を採決します。

番号3のみ、先送りさせていただきます。

質問が無いようなので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理者

満場一致で承認されました。

次に議案第4号を採決します。

質問が無いようなので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理者

満場一致で承認されました。

引き続き、議案第5号、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号 非農地証明願について

番号1	申請地	: 大字小菘字川西	4筆	533.00 m ²
	地目	: 畑4筆		
	現況	: 山林4筆		
	非農地と			
	なった日	: 平成9年月日不詳		

(補足説明)

(無し)

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長職務代理者

ありがとうございました。
各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長職務代理者

質問が無いようなので、議案第5号 非農地証明願について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理者

承認されました。

引き続き、議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
(農用地利用集積計画について説明)

今月は、新規利用権設定13件・再設定15件・転貸0件で計28件になります。

どの案件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

このたび所要により途中からの出席となりまして申し訳ありません。

ありがとうございました。

各委員から何か質問はありますか。

18番委員

議案第6号番号18～20は、利用権の設定を受ける者ですが、もともとは農家ではないのですか。

事務局

今現在、営農組合Aの組合員で、機械や技術的なことは他の組合員の協力を得ながら営農活動を行うわけです。

3番委員

議案第6号番号21は、利用権の設定を受ける者はどういった方なのでしょうか。

事務局

所有農地はなく、所有機械はトラクタ1台、コンバイン等は地権者から借り、技術的なところも地権者から指導を受けまして、作物としては米を作る計画と聞いています。

3番委員

農業経験はあるのですか。これだけの面積で生活できるのですか。

事務局

農業経験はこれからと聞いております。兼業農家で年間従事日数は180日と申請書には記載いただいております。

会長

兼業農家ということで、農業以外の事業は何ですか。

事務局

土木建設事業の代表取締役です。

会長

何という事業所ですか。

事務局

事業所Bです。本社は三木町大字鹿庭です。最近、場所は氷上で特定建築条件付売買予定地を目的とする転用申請がありました。

会長

地区担当の委員の方は、また調べておいてください。

6番委員

調査しておきます。

16番委員

事業者の所在地は大字氷上で、農地は大字田中ですが、担当委員はどちらの委員が担当するのですか。

会長

エリアとしては、大字田中ですね。

4番委員

属地主義なので、（大字田中ですね。）これ（属地主義）は以前から変わっていません。

会長

農地面積がこれだけで農業をどのようにしていくのか疑問も残りますので、地区担当委員の方は目を光らせておいてください。お願いしたいと思います。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

（無し）

会長

質問が無いようなので、議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画

について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

承認されました。
議案については以上です。次は報告です。
報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号 使用貸借返還通知について

番号1	申請地	: 大字井上字高野	2筆	901.00 m ²
	地目	: 田2筆		
	解約日	: 令和4年4月30日		
	解約事由	: 農地転用申請のため		

番号2	申請地	: 大字田中字北天枝	2筆	2,632.00 m ²
	地目	: 田2筆		
	解約日	: 令和4年2月28日		
	解約事由	: 借り手の変更		

(補足説明)

報告第1号番号1は、議案第3号番号1の農地転用申請のための解約となります。
報告第1号番号2は、議案第6号番号21であらたな利用者を設定するため解約となります。

会長

ありがとうございました。
報告案件ですが、何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

報告は以上です。議案書については以上です。

それでは、次第「(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について」に移ります。
(香川県農業会議常設審議委員会審議報告について説明)
各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

ありがとうございました。

それでは、次第「(3) 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定につ

会長

棚田について、県内の資料がありますので説明します。
(資料の紹介)

会長

資料について、何か質問がありましたら、個別にお願いします。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、これで定例総会を終了と致します。ありがとうございました。